

紀の川市長期総合計画
(後期基本計画)策定方針

平成 23 年 8 月

1 . 計画策定の趣旨

本市は、「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」を将来像とする基本構想を平成 20 年 3 月に議会の議決を経て策定し、現在、前期基本計画と実施計画に基づき、積極的な施策、事業の展開を図っているところである。

前期基本計画が、平成 24 年度（2012 年）までの計画であることから、より豊かな市民生活を実現し、次世代にも誇れるまちづくりを目指して、社会経済動向を踏まえつつ、平成 25 年度（2013 年）を初年度とし平成 29 年度（2017 年）を目標年度とする後期基本計画を策定する。

2 . 基本的な考え方

後期基本計画は、基本構想に基づき実施された前期基本計画を評価・総括し、これからのまちづくりの方向を明らかにする計画として策定する。策定にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 基本構想は、本市の目指すべき 10 年後の将来像を明確にしたものであり、計画期間の 10 年間の半ばであることから見直しは行わず、基本施策以下の内容を見直す。
- (2) 基本構想で定めたまちづくりの基本理念と将来像を実現するため、前期基本計画に引き続き、施策ごとに 基本的な考え方(基本方針)、 達成すべき目標(指標)、 市民と行政の役割、 目標実現のための取り組み(今後の取り組み)等の明示化を行う。
- (3) 行政評価制度を活用し、前期基本計画の評価・総括を行う。また、総合計画中の事業と行政評価制度中の事業を一致させ、平成 24 年度に導入を予定している施策評価との連携を図り、後期基本計画の的確な進行管理を行えるようにする。今後、総合計画を策定の際は、行政評価結果を活用する。
- (4) 「紀の川市財政計画」と連携させ、財政状況に即した計画とする。
- (5) 「第 2 次紀の川市行財政改革大綱」・「第 2 次紀の川市行財政改革集中改革プラン」と連携させ、行財政運営の効率化に努めた計画とする。
- (6) 後期基本計画においても、多くの市民の声を反映させるため、効率的、効果的な市民参画の手法を取り入れる。また、市民と行政との役割を明確化させ、ともに参加し行動するまちづくりを目指す計画とする。
- (7) 総合計画は、本市の最上位の計画であることから、全庁をあげて策定作業を行うこととする。また、後期基本計画は 5 年間であるため、実現性の高い計画とし、かつ、施策ごとに何を最優先で取り組むかを明確化した計画とする。

行政評価の取り組み

紀の川市では、平成 22 年度よりすべての事業を対象に「事務事業評価」を実施しており、妥当性・有効性・効率性の視点で、事業の目的や内容を点検し、指標や単位コスト等を分析し、事業の成果(効果)などを評価して、業務の改善を進めている。

3. 第1次紀の川市長期総合計画の構成及び期間

第1次紀の川市長期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

(1) 「基本構想」10年間

市民と行政が共有する、本市の目指すべき10年後の将来像を明確にしたうえで、その実現すべきまちの状態をより具体的にしたものであり、地方自治法第2条第4項の規定により策定する。

(2) 「基本計画」5年間

基本構想を実現するため、行政及び市民との協働のもとを進める具体的な取り組み（施策）を体系的に示したもので、前期5年、後期5年の2期に分けて策定する。

(3) 「実施計画」3年間

計画期間を3年間とし、毎年度の予算化の中で事業実施を図るとともに、施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえ、毎年度のローリング方式によって計画を見直す。

	平成 20年度 (2008 年度)	21年度 (2009 年度)	22年度 (2010 年度)	23年度 (2011 年度)	24年度 (2012 年度)	25年度 (2013 年度)	26年度 (2014 年度)	27年度 (2015 年度)	28年度 (2016 年度)	29年度 (2017 年度)
基本 構想	10年間									
基本 計画	前期(5年間)					後期(5年間)				

合併後
10年

4 . 策定体制

(1) 市民の参画

- ・ 長期総合計画審議会
- ・ 市民意識調査
- ・ パブリックコメント

(2) 職員の参画

- ・ 長期総合計画本部

ア . 本部会

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	部長級職員（出向者は除く） （市長公室長、企画部長、総務部長、市民部長、地域振興部長、保健福祉部長、農林商工部長、建設部長、国体対策局長、水道部長、教育部長、技監、審議監、教育審議監、議会事務局長、会計管理者及び各支所長）

イ . 策定委員会

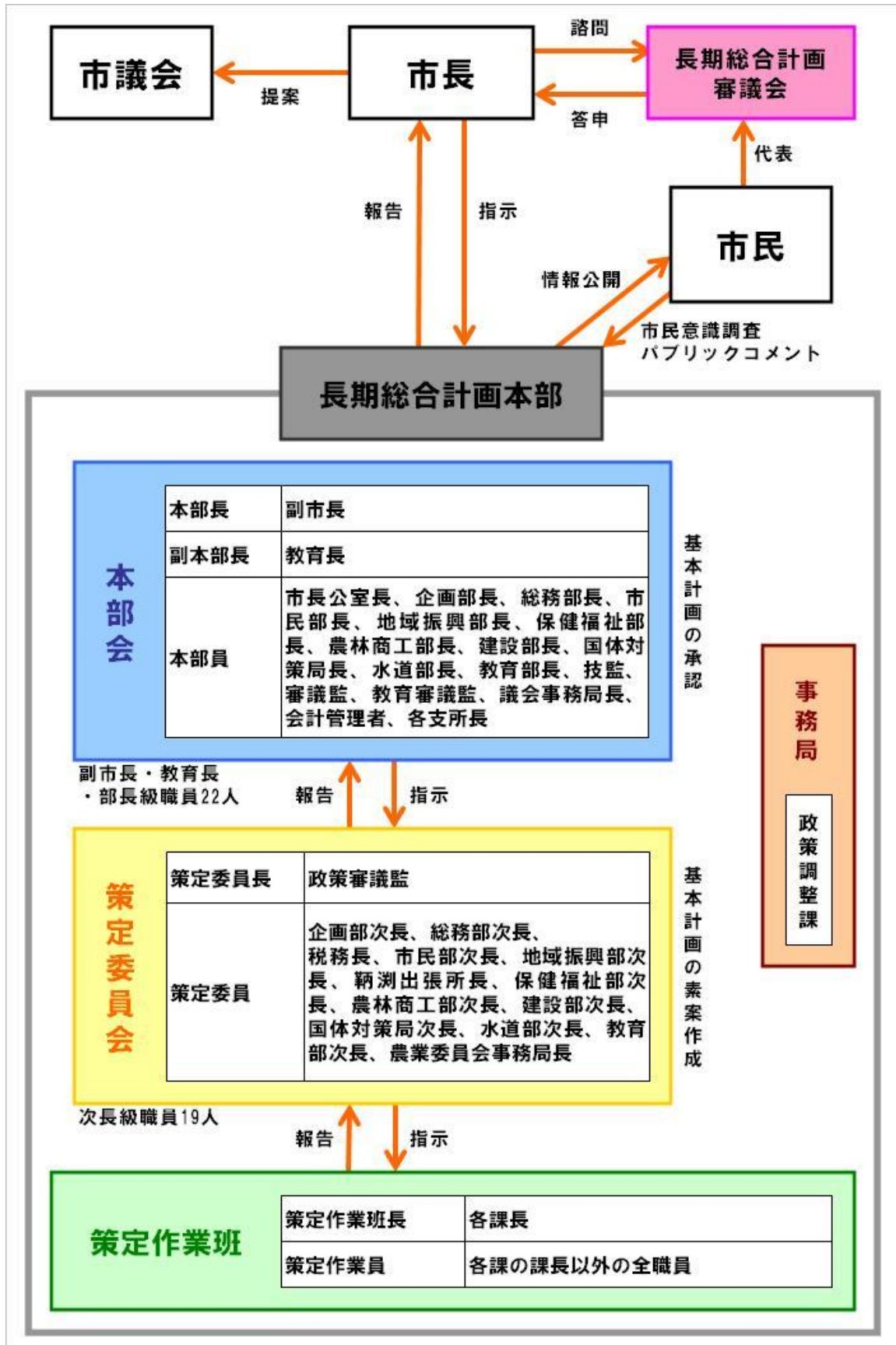
策定委員長	政策審議監
策定委員	次長級職員（出向者は除く） （企画部次長、総務部次長、税務長、市民部次長、地域振興部次長、鞆淵出張所長、保健福祉部次長、農林商工部次長、建設部次長、国体対策局次長、水道部次長、教育部次長及び農業委員会事務局長）

ウ . 策定作業班

策定作業班長	各課等の長
策定作業員	各課等の長以外の全職員

エ . 事務局（企画部政策調整課）

策定体制イメージ



5 . 策定スケジュール

- ・ 第 1 回本部会 (H23.8)
- ・ 市の現況・動向及び前期計画における課題等の調査・把握 (H23.10 ~ H23.12)
- ・ 市民意識調査の実施 (H23.10 ~ H23.12)
- ・ 問題点の提起及び課題整理 (H24.1 ~ H24.3)
- ・ 後期基本計画素案作成 (H24.4)
- ・ 第 2 回本部会 (H24.4)
- ・ 市長審議会諮問 (H24.5)
- ・ 第 1 回審議会 (H24.5)
- ・ 第 2 回審議会 (H24.7)
- ・ パブリックコメント実施 (H24.8 ~ H24.9)
- ・ 第 3 回審議会 (H24.9)
- ・ 第 4 回審議会及び審議会市長答申 (H24.11)
- ・ 後期基本計画の策定・印刷レイアウト決定 (H24.12)
- ・ 第 3 回本部会 (H25.2)
- ・ 成果品作成 (印刷) (H25.2)
- ・ 市議会全員協議会報告 (H25.3)